

令和4年9月27日	資料1
第12回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会	

## 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会設置要綱

平成28年12月16日  
令和3年11月22日 一部改正  
令和4年8月5日 一部改正

### 1. 目 的

歯科口腔保健の推進に関する法律が平成23年8月2日成立し、同月10日に公布、施行された。

平成24年7月23日には、同法に基づき、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）が策定された。「基本的事項」においては、策定後5年を目途に中間評価を行うとともに、策定後10年を目途に最終評価を行い、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価し、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映させることとされている。

歯科口腔保健を取り巻く現状や課題などを踏まえ、「基本的事項」の進捗を確認し、着実に推進するとともに、次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「次期基本的事項」という。）の策定に向けた検討を行うことを目的として、地域保健健康増進栄養部会に「歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

なお、「次期基本的事項」については、令和6年度から開始予定の次期国民健康づくり運動プランの「歯・口腔の健康」に関する目標と関連することから、次期国民健康づくり運動プランの「歯・口腔の健康」に関する目標等についても本専門委員会において検討を行うものとする。

### 2. 検討事項

下記の項目について、科学的知見に基づき検討を行う。

（1）「次期基本的事項」の目標の在り方等の策定に関する事項

（2）次期国民健康づくり運動プランの「歯・口腔の健康」の目標の在り方等の策定に関する事項

（3）「次期基本的事項」の進捗確認や目標達成、その他歯科口腔保健の推進に関し必要な事項

### 3. 構 成

- （1）専門委員会の委員は公衆衛生学や歯科保健に関する研究者、行政関係者等から構成するとし、別紙のとおりとする。なお、専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、委員会の下にワーキンググループを置くことができる。
- （2）委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（平成23年10月14日地域保健健康増進栄養部会長決定）第3条に従い、専門委員会委員の中から部会長が指名する。
- （3）委員長に事故があるときは、専門委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名したものがその職務を行う。

#### 4. 委員会の運営等

- (1) 専門委員会は委員長が招集する。なお、審議の必要に応じ、適当と認める有識者を参考人として招致することができる。
- (2) 専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (3) 専門委員会の庶務は、医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室において総括し、及び処理する。